

令和4年度（2022年度）第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録

開 催 日	令和4年（2022年）11月22日（火曜日）				
開催時間	（開会） 9時30分		（閉会） 11時30分		
場 所	メイシアター3階 レセプションホール				
案 件	(1) 景観デザインマニュアルの改定案について（報告） (2) 公共サインガイドラインの素案について（報告） 以降非公開 (3) その他（報告）				
公開・非公開の別	案件(1)(2)：公開 ・ 案件(3)：非公開		傍聴人	0名	
出 席 者					
委 員	会長 久 隆浩		副会長 上 甫木 昭春		高原 浩之
	長町 志穂	若本 和仁	阿部 泰浩	阿部 浩之	加藤 幸男
	松田 政幸	島本 恵司	中村 孝之		
市 職 員	都市計画部部長 清水 康司				
	都市計画部次長 武田 泰明				
	都市計画室室長 大 椋 啓之				
	都市計画室参事 渡辺 玲子				
	都市計画室主査 酒井 崇				
	都市計画室主査 徳永 賢児				
	都市計画室主任 郷原 麻矢子				
	都市計画室主任 金子 桃子				
	都市計画室係員 大西 佑果				
欠 席 者					
委 員	秋月 有紀	岡 絵理子			

令和4年度第2回

(2022年度)

吹 田 市 景 観 ま ち づ く り 審 議 会

日 時 令 和 4 年 1 1 月 2 2 日 (火) 午 前 9 時 3 0 分

場 所 吹 田 市 文 化 会 館 (メ イ シ ア タ ー) レ セ プ シ ョ ン ホ ー ル

令和4年度第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1.開 会

○渡辺都市計画室参事

2.挨 拶

○清水都市計画部部長

3.案件説明

○久会長

それでは、報告案件の景観デザインマニュアルについて説明をお願いします。

景観デザインマニュアルの改定について

○郷原都市計画室主任

都市計画室の郷原です。景観デザインマニュアルの改定案について説明いたします。まずはじめに前方スクリーンをご覧ください。こちらは景観デザインマニュアルの位置づけを図で示したものになります。

景観デザインマニュアルは、景観まちづくり計画で示した、本市がめざす景観の将来像の実現に向けて具体的な手法などを示すためのツールの1つであり、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」に定める事項について、イラストや事例写真等を用いて、わかりやすく解説したものになります。

次に全体の構成についてです。前回お示しした内容から章の構成は変更ありません。

はじめにではデザインマニュアルの目的と位置づけについて、第1章では景観まちづくりの進め方を3つのステップで示しました。第2章、景観誘導基準と手法、こちらで景観誘導基準に定める事項を写真などを使って紹介しています。第3章、色彩について、この章では色彩に特化した配慮事項を示しております。これらはじめに、と3つの章で構成しております。

前回の令和4年度第1回吹田市景観まちづくり審議会にて、はじめて改定素案をご報告し、様々な御意見をいただきました。前回の審議会で頂いた主な意見としましては、スライドに映している項目になります。

まず1つ目に、前回お示しした素案では、全体的にディテールに対しての事例が多く、景観を検討するうえで大切にすべき基本的な考え方、共通項目をきちんと示すべきであるというご意見をいただきました。

2つ目に、夜間景観についてです。住宅地の色温度は3000ケルビン以下とすること、グレアについて十分に確認すること、また省エネに関する記述も必要である、といった内容のご意見をいただきました。

次に3つ目です。植栽について、四季を感じさせる、花の演出により彩りを意識させるといった配慮事例の追加や、全体的に内容の充実を図るべき、といったご意見をいただきました。

4つ目、色彩についてです。色彩については、前回の審議会では、過去の届出のあった物件のデータを参考に、用途地域ごとに馴染みやすい外壁の色を提唱していきたい旨のご報告をさせていただきました。それらについて、きちんと調査した結果を示すべき、といったご助言などをいただきました。

最後に、その他としまして、歴史のまちづくりの配慮事項の充実や、デジタルサイネージについてなど、ご意見をいただきました。

本日は、これら頂いたご意見に対しての対応箇所を中心に、景観デザインマニュアル改定案のご説明をいたします。細かな部分の修正箇所については、時間の都合上すべてをご説明できませんが、赤く囲んでいる部分は前回素案より修正している箇所になりますので参考にさせていただきますようお願いいたします。

それでは事前にお配りしております資料1の景観デザインマニュアル改定案をご準備ください。

2ページをお開きください。1デザインマニュアルの目的と位置づけについてです。景観を構成する要素は、遠くの山並みや自然、道路や公園、公共や民間の建築物など私たちが眺める景色であり、人々の暮らしの活動も景観を構成する要素の一つであることを示しました。また、良好な景観をはぐくむためには、市民、事業者、専門家、行政が主体的に取り組み、協働することが大切であることを示しました。

次に第1章景観まちづくりのすすめ方について、1景観まちづくりの3つのステップです。4ページ、5ページをお開きください。良好な景観をつくりだすためには、3つのステップで進めていくことが大切であることを示しています。こちらは前回お示しした素案より大きな修正はございませんが、5ページのステップ2周辺の景観の特徴を把握するの中の、周辺からの見え方を確認するに、時間や季節の移ろいによる変化も意識することを加えました。また距離や高低差によっても捉え方が異なることを加えました。

次に第2章景観誘導基準と手法です。こちらの章で、景観誘導基準の内容に沿って、具体的な手法や良い事例を紹介していきます。意見のうち、①景観まちづくりの基本的な考え方について第2章に共通事項の項目を追加し、その中で示すことといたしました。

8ページをお開きください。景観誘導基準の共通事項には、「本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われてきた地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するように努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること」とあります。また景観まちづくり計画の基本目標である、潤いのある景観、生きる景観、調和と個性のある景観を意識しながら、景観まちづくりの基本的な考え方を整理しました。

9ページをご覧ください。本市の景観特性の一つに、地形があります。本市の地形は、平野と丘陵からなり、神崎川をはじめとした多くの中小河川が流れています。

それらの特性から丘陵地では、丘の上に建つことから、建物の見かけの高さに注意し、平面上だけで計画せず、現地の地形の特性を把握しなければならないことや、平坦な地形では、敷地の連続性、屋根のつくり出すスカイラインを整え、通りとしてまとまりのある景観にしていくことが大切であること、川沿いは見通しがよく、多くの人が眺める場所となっていることから、川沿いや対岸からの見え方への配慮も大切であることなど、事例写真や説明文に関連する写真を添えて示しました。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開きください。人々の暮らしの活動も景観を構成する要素の一つであり、また移ろいの景観に関しても意識することが大切であることを示しました。

11 ページです。時間の移ろい、天候による移ろい、季節の移ろいにより、背景の色や環境等が変化することを意識し、その変化によって生み出される景観を活かすことや、人々がいきいきと暮らしている様子が感じられる景観も重要であり、それらの仕掛けづくりや、人々が暮らす中で出てきてしまう生活感を上手に隠すデザインを心掛けることも大切であることを示しました。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開きください。調和と個性のある景観では、地域の特徴を読み取り、まちなみに調和させていくことが大切であることや、まちなみの個性を新たにつくっていくことも地域らしさをつくるきっかけになり、地域の将来像をイメージし、実現するためのルールづくりが大切であることを示しました。

次に 16 ページをお開きください。この景観デザインマニュアルは「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」の中の、景観誘導基準の内容に沿って解説しております。なお、景観形成基準はお手元の参考資料の中に綴じております。

次に 2 つ目の意見の②夜間景観についてです。35 ページをお開きください。照明灯は周辺の景観に配慮した色温度とする、の中に、住宅地では低めの色温度（3 0 0 0 ケルビン以下）を基調とし、落ち着いた夜の夜間景観を演出しましょう。と数値を追記しました。

また次のページをめくっていただき、37 ページです。照明灯の配置・配光に配慮する、の中で、グレアを抑制し、適切な配光となるよう検討する旨の説明文を加えました。

次に 39 ページをお開きください。点灯時間に配慮する、の中で、不必要な時間帯の照明は控えることや、夕暮れ時、宵（よい）、深夜など、時間帯に応じた光の量を検討すること、またセンサーで輝度を変える調光機能により、エネルギーの抑制、電力消費に配慮する旨の文章を追加しました。前回の審議会の際には、古い光源のものはやめましょうといった内容についてもご意見をいただきましたので、従来の光源である水銀灯、ナトリウム灯などよりも演色性の高い LED を使用しましょうといった内容で促すようにいたしました。

次に③植栽についてです。こちらについては、5 敷地と 7 植栽の項目の中で内容の充実を図りました。まず 42 ページをお開きください。5 敷地の、積極的に緑化するの中で、配慮事例を追加しました。

また 7 植栽についての項目において、53 ページをお開きください、様々な樹種を織り交

ぜること四季の移り変わりに応じた、彩りのある景観づくりに努める、とあります、これは針葉樹や広葉樹、常緑樹、落葉樹など、様々な樹種を織り交ぜ、年間を通じた緑の確保と四季の移り変わりに応じた彩りのある景観づくりを目指していただきたく、配慮事例を追加しました。

次の 54 ページ、壁面緑化やプランターを置くなどし、敷地内の緑化に努める、とあります。こちらは前回お示した際には「壁面緑化に努める」という文言でしたが、敷地内の緑化については壁面緑化だけではなく、様々な工夫により敷地内の緑化を施す内容で配慮事例を整理しました。

また植栽については、前回の審議会の際に頂いたご意見や、市の公園を管理している部署、はなとみどりの情報センターなど、緑の専門家からも意見をもらい、植栽計画を考える際のポイントとして内容の充実を図りました。

55 ページからです。まず植栽の種類として、高木、中木、低木、地被類のそれぞれの特徴を示しております。

次の 56 ページです。樹木の特徴に応じて植栽の場所を選べば、より効果的に緑を見せ、楽しむことができます。その工夫のポイントを示しました。

また次の 57 ページには樹種を選定する時には、周辺にある樹種を調べるのも方法の一つであることや、本市の環境政策室が取りまとめている、吹田市に生育している植物を掲載した、すいたの自然 2021、の紹介を行っております。

また木は植えたら終わりという訳ではなく、育つものですので、そのための基盤を整えることや、維持管理にも努めることを示しました。その下には、生物多様性にも触れております。

最後に、実際の市内の物件の事例紹介をしています。どんな樹種がどんな配置で植わっているか視覚的にわかりやすく、また樹種リストではどんな花や実になるのか写真を添えながら整理しました。

本日はすべての物件の作業が終了しておらず、一部抜粋でお示ししております、共同住宅や一戸建ての住宅、店舗や事務所など様々な用途をピックアップし、また、立派な植栽計画だけでなく、少しのスペースでも緑化している事例を紹介しています。敷地に余裕がない場合でもわずかな隙間を活用し、できるだけ敷地内の緑化に努めていただきたいと考えております。

4 つ目、色彩についてです。この章は景観形成基準の別表 2 色彩の景観誘導基準について解説する章になります。

97 ページをお開きください。こちらは平成 27 年から令和 2 年に完了した市内の大規模建築物について、外壁の色彩調査を行った結果を色相、明度、彩度に分けて円グラフで示しております。

調査結果によりますと、色相は暖色系の Y R 系、Y 系が約 7 割となっています。明度は 7 以上の割合が約 6 割となっており比較的明るい色彩が採用されています。また彩度は 2 未

満の割合が約7割を超えており、落ち着いた色彩となっていることがわかりました。

98 ページ、99 ページをお開きください。こちらは住居系用途地域における色彩についてです。住居系用途地域における色彩の特徴や、現状のまちなみの様子を写真で紹介し、どのような色彩が吹田市のまちなみを形成しているのか、カラーパレットを用いて示しています。次の99 ページには色彩の調査結果から住居系用途地域の物件を抽出したバブルチャートを示しました。

これらの結果から、馴染みやすい色彩として、住居系用途地域は5YR、7.5YR、10YR、2.5Yの色相のうち、それぞれ明度、彩度の範囲を青い線で囲んで範囲を示しております。また同ページの右下には、まちなみに馴染みやすい色の代表例を示しました。

まちなみに馴染みやすい色についてですが、現状色彩の基準は、色相別に、明度、彩度を規定する基準となっていることから、基準内のすべての色相を採用することが可能です。そのため周辺への配慮がなされない場合、基準内の色彩であっても、まちなみから突出した色彩デザインとなる可能性があります。

そこで、これまで本市の景観の取組により着実に良好な景観が形成されてきた現状のまちなみの様子と過去直近の届出のあった物件で、実際に多く使用されている色彩の傾向を把握し、色彩基準の範囲において、多く見られる色彩はこのような色です、という一例を示し、良好な景観形成となるための一つの判断材料としていただきたいと思います。なお、これは例示であり、規制をするものではありません。

次に100 ページ、101 ページです。こちらは商業系用途地域における色彩についてのページです。先程の住居系用途地域とページ構成は同じでして、101 ページをご覧ください。まちなみに馴染みやすい色彩として、商業系用途地域については10YR、2.5Yの2つの色相からそれぞれ明度6～8.5、彩度は2以下の範囲で示しており、また、まちなみに馴染みやすい色彩の例として6色ほど、代表例を紹介しております。

次に102 ページ、103 ページ、工業系用途地域における色彩についてです。工業系用途地域については元々届出件数が少なく、調査対象の色彩の数が16しかありませんでしたが、その中でも高明度の無彩色があげられました。馴染みやすい色彩として5YR、7.5YR、10YRと3つの色相のうち、明度7～8.5、彩度は0.5未満とほぼ無彩色に近い色を馴染みやすい色の範囲で示しました。まちなみに馴染みやすい色彩の代表例として、4色示しております。

次に歴史的なまちなみへの配慮事項について、ページが戻りますが、31 ページ、32 ページをお開きください。歴史的な景観においての配慮事例をいくつか紹介した後に、平成30年に作成した内本町、南高浜町周辺のまちなみガイドラインの紹介をしております。このガイドラインは内本町南高浜町の成り立ちを伝え、歴史の景観や特性などについて調査を行い、景観まちづくりに関する基本的な考え方について解説したものです。歴史的なまちなみや集落の面影が残る地域においては参考にさせていただきたく紹介しております。

最後に、デジタルサイネージについて、81 ページをお開きください。今年度4月に作成した屋外広告物ガイドラインにデジタルサイネージについて掲載していますが、本景観デ

ザインマニュアルにおいても、同内容になりますが掲載することといたしました。

以上が前回お示しした素案から修正を加えた箇所の説明になります。

最後に景観デザインマニュアルの改定までのスケジュールについてご説明いたします。前方スクリーンをご覧ください。前回の令和 4 年度第 1 回吹田市景観まちづくり審議会にて、景観デザインマニュアルの改定素案について御意見をいただきました。また景観アドバイザーの先生方からもご意見をいただき、内部でも議論を重ね、修正を行ってまいりました。本日は 2 回目となります。

当審議会を経て、12 月 5 日より翌年 1 月 16 日までの約 1 か月の期間、パブリックコメントを実施する準備を進めており、パブリックコメント実施後、第 3 回景観審にて最終お示しし、令和 5 年度 4 月より、運用を開始したいと考えております。

以上が、景観デザインマニュアルの改定案についての説明になります。

久会長、よろしくお願いいたします。

4. 質疑応答

○久会長

ありがとうございます。それでは委員の皆様方、ご質問、ご意見ございますか。

○長町委員

素晴らしく纏まっていて、とても有効で、具体的に使えるマニュアルを目指していることがわかりました。前回の審議会時に私の方から夜間景観に関する資料を送ると言っていたのですが、その対応ができておりませんでした。夜間景観の内容が、次の章の植栽に比べると、薄くなっています。植栽では事例ごとにやり方を解説しているので、夜間景観の方も少し踏み込んだやり方とか解説が入った方が良いと構成上感じました。

今のスケジュール感でいくと、この後に相談して、そのやり方や解説のページを増やしていくことは可能ですか。

○郷原都市計画室主任

ありがとうございます。ボリュームによりますが、なるべく反映させたいと思います。

○長町委員

わかりました。それでは夜間景観については、審議会後に資料をお送りします。

その他のことについて、今から意見いたします。一つ目が、11 ページ左下、クリスマスシーズンのイルミネーションの写真は関大の桜並木のライトアップがとても綺麗なので、こちらに変えれば良いと思います。

それから 13 ページに空きスペースがありますので、ここに、夜間景観の写真を 1 枚入れていただくと良いと思います。景観まちづくり計画でも夜間景観に力を入れていく方向で

すので、商業施設若しくは集合住宅など、こちらから提供ができると思います。

次に 38 ページの右下の写真、植栽を照らし安全な歩行者空間をつくり出している例の写真が暗そうに見えるので差し替えた方が良くと思います。右上の写真も変えたほうが良いと感じました。

それから、80 ページの写真下の文言ですが、「内照式を使用し、小さい光源で効果的に表示した例」というのを、「箱全体を光らせずに文字だけを光らせる工夫をした例」などの文言にした方が良くと思います。

「間接照明を用い、設置高さを低く抑え、色温度を統一した例」は、「間接照明を用い、やわらかな光が面上に広がることで、個性を発揮した例」といった解説だと思います。

最後にもう 1 点、102 ページの工業系地域の色彩ですが、住宅や商業地では YR 系の色彩で吹田市が良好な景観形成ができてきている中で、高明度の無彩色というのは、肯定されているのかどうか、気になりました。大型の倉庫は無彩色になりがちですが、この書き方が無彩色にしないで見えないうか心配です。以上です。

○久会長

ありがとうございます。

このデータは最近の工場や倉庫の外壁色をまとめているので、それらは鉄骨造であり、外装材はアルミパネルなどを使用することから、無彩色主体になってしまうと思われます。

明治時代は、レンガ造などでつくられていたので、歴史的に見ると、最近の傾向だと思います。

それと 13 ページの夜間景観の写真について、吹田グリーンプレイスは夜間景観に力を入れていたと思われます。

先ほど樹木のライトアップの話がありましたが、専門の上甫木先生のご意見をお伺いしたいです。樹木は夜間休ませた方がよく、そこに光を当てるのは、かわいそうといった意見もありますが、いかがでしょうか。

○上甫木副会長

はい。そういう意見も結構あります。

要は時間限定でやる分には、あまり影響はないですが、深夜は休ませるという配慮は必要だと思います。

○長町委員

上甫木副会長のおっしゃる通り、深夜に休ませる必要がありますが、6 時間休ませれば大丈夫です。イネ科の植物は、少しでも夜間に光を当てると駄目です。この内容を配慮事項に記載しておけばよいと思います。

それで、樹木のライトアップができずに困っている駅前広場などがあります。場所によっ

てですが、しっかり樹木のライトアップをして現代的な都市環境にする場所と、そうでない場所があつていいと思いますので、樹木のライトアップは植物に悪いということを広めてはいけません。

だから時間を抑制しなさいということをしっかり記載した方がよいと思います。

○久会長

ありがとうございます。

できるだけ科学的な根拠に基づいて、正確な情報をデザイナーの方にお伝えする必要がありますので、よろしくお願いします。

○高原委員

とてもよく纏まっていると思います。最後に長町委員が指摘された 102 ページのところは、確かに違和感があります。工業地帯の外壁色が結果的にグレーになっていることを肯定しない方がよいと思います。

ヒューマンスケールに気を使うというようなコメントの中で、例えばですけどアースカラーをポイントとして使うなどの工夫や、壁面の分節化は色彩でもできますし、様々な方法があります。

工業系については、他のやり方もあるということをしかりと述べ、特にアイレベルやヒューマンスケールのところが今の工業地帯には、配慮が欠けてしまっていると思います。

現実的には特注色にするとコストが高くなるという問題もあって、一般的に無彩色が多い規格品のアルミスパンドレルなどの外装によって、工業地帯には無彩色になっているだけという風にとらえた上で何か工夫した方がよいという方向に持っていけたらいいと思います。

○上甫木副会長

全体的には、よく纏まっていて良いと思います。

共通事項のところで気になる写真があります。8 ページの下の写真、神崎川・安威川の合流地点という表現があります。

一般的に河川の合流地点というのは、景観的な配慮があまり見られないと思われます。この写真と説明はどういう意図がありますか。

○郷原都市計画室主任

共通事項の中で、潤いのある景観を意識しながら、吹田市の地形の特徴を伝えたくて、こちらの写真を選定しております。

吹田市の地形の特徴として、北側には丘陵地があり、南側には河川があるということで、こちらの写真を選定しました。

○島本委員

右側の直線的に伸びているのが神崎川、左側が安威川です。

○上甫木副会長

俯瞰景の写真にすると意図が伝わりやすくなると思います。

○久会長

なぜこれを選んだか意図がわかるように、もう少しコメントがあった方がいいように思います。

上の写真は千里丘と書いてありますが、新芦屋の見晴らし台ですね。

○若本委員

今年の 3 月に都市デザイン横浜展というのが開催されて、若い人がたくさん来場して好評だったそうです。

その展覧会の中で展覧会カタログという冊子を販売されていて、その中で都市の解剖学という表現をされていました。

8 ページ下の神崎川と安威川の合流地点の写真の中には、河川名や河川敷がある、橋が架かっているなど、上の千里丘のまちなみの写真には、家の庭の木や街路樹など、ここはどういう景観的な要素で出来ているのかを引き出し線を入れて書いていくと良いと思います。

プロが見ると一見してわかってしまうことですが、一般の方は、そういう要素の解説があると、こういう風にまちが出来ているということがわかって、すごく新鮮で興味深い。

そういうことをこの共通事項のところで入口として、されてみるといいと思います。なぜこのマニュアルが重要なのかということを説明しやすくなるのと、アドバイザー会議などでも活用できるといいと思いました。

○久会長

若本委員の意見は、その景観を読み取ってみようと、解剖学というのはそういうことだと思います。そういうコラムを入れてもいいと思いました。

こういう組み合わせで景観というのは成り立っていますということをしっかりと説明するということだと思います。

○渡辺都市計画室参事

貴重なご意見ありがとうございます。冒頭の夜間景観についてのご意見、先ほどの写真の解説を入れるというご意見、非常に、勉強になりますし、是非やっていきたいと思います。

ただ、この冊子は現在 100 ページを超えるボリュームとなっており、例えば、本日いただいたご意見のうち、本編と別冊に分けて掲載するというのは、委員の皆様のご意見として

はいかがでしょうか。

○若本委員

私の意見は、8 ページにある写真にだけ反映させるということです。分離すると見てくれない恐れがあります。

○久会長

私もそれが気になります。

別冊は読まないという危険性があるので、分けない方がいいと思います。

○渡辺都市計画室参事

この件は検討しまして、今年度最終の審議会でもた報告させていただきます。

○久会長

先ほど島本委員がご指摘いただきましたけれども、神崎川が直線になっている理由は存じ上げています。

市民の方で、あそこが奈良時代に人工的につくられた河川ということをご存知でない方もおられると思います。

そういう読んで楽しい、興味や関心が湧く内容を書き加えていただくと良いと思います。

○中村委員

24 ページのところですが、維持管理を考慮した屋根材を選びましょうと書いてありますが、一般的にカタログに維持管理のことが書いてあるわけではないので、わかりにくいと思いました。耐久性が高い材料を使うということも重要ですが、むしろメンテナンス性が重要だと思います。維持管理をしていく方法やその仕組みをきちんとつくっていくということが重要だと思います。

それと 32 ページのところ、自然素材を取り入れるには時間軸の話が出てきていませんが、維持管理を主張しすぎると自然素材が使えないという風になりますので、そこでもどうメンテナンスをするのかということが重要かと思います。

基本事項のところ、例えば 13 ページに、歴史的な建築や、開発当時のまちなみの継承、地域の将来イメージなど、少し時間軸の表現がありますが、ここの辺りに例えば維持管理をしっかりしていこうという表現を入れて、文化的な歴史を持つだけではなく、今のまちなみをきちんと維持管理して、今の状態を時間軸で残していくことを入れたら良いと思います。

千里山のまちなみは、100 年維持管理されて、きちんと残っています。そういうまちなみを例に挙げて、維持管理の大切さを表現していくと良いと思います。

自然素材の中で例えば大阪産材を活用する、吹田の樹種を活用するなど、そういったこと

に対して市の方から補助をする制度を出されていかれたら良いと思います。

○島本委員

2 ページの 5 行目以降、センテンスが長いような気がします。

○(UR) 阿部委員

事業者目線で、これを使う立場で見たときに、コラムの中で星を付けた表現、三つ星までありますが、わかりにくいと感じました。

やって欲しいというメッセージが込められているのか、やったら価値が高くなるということなのか。解説のところをよく読むと難易度と書かれています。

でも、吹田市の立場で、こういったことをやるのは難しいよという表現を、ここに記載することは本当にいいのかどうか。

星の表現は、わかりにくいので、なくてもいいと思います。他の方のご意見も聴いてみたいです。

○高原委員

星は付けなくていいと思います。そのあたりはつくる側が決めればいい話で、こういった景観配慮がありますと紹介するぐらいでいいと思います。

○久会長

プロは難しいか簡単かは見ればわかりますし、事務局が思っている難しさと、デザイナーが思う難しさは、違うかもしれません。そこで齟齬が起こる危険性もあるので、その辺り、慎重に検討いただきたい。

○(UR) 阿部委員

29 ページ、隣接する色の明度差を 2 以内とするというところですが、この明度差を 2 以内とするというのは、景観形成基準の中にはなくて、ここで初めて出てきますが、守らなければいけないものなのではないでしょうか。わかりにくいと思いました。この冊子がヒント集とすると写真のコメントに明度差 2 以内とすると落ち着いたまちなみが形成されます、というようなことを記載いただくのが良いと感じました。

○郷原都市計画室主任

明度差を 2 以内とするというのは、基準ではございませんので、あくまでも誘導していく内容になります。

景観アドバイザー会議においても、こちらの内容につきましては、よくアドバイスをしている内容です。

明度差を 2 以内にすることで、落ち着いたまちなみが形成されるというような文言を追加していきたいと思います。

○久会長

この辺りは景観の根本論だと私は思っていて、景観法をつくるときの研究会に参加させてもらい、国交省と議論しました。

国交省は建築基準法や都市計画法等の白黒ははっきりする基準づくりをやってこられたので、景観は法律になるのかというスタンスから最初入っていました。

いわゆるグレーゾーンが残っており、そこが協議で煮詰まっていくというのが景観のやり方ではないですかということで、ご納得いただき、今の景観法に繋がっています。他の法律に比べて白黒をはっきりさせるというところが、とても曖昧であり、そこは協議して埋めていきたいと思いますということです。

しかしながら基準をつくるという中でやはり白黒付けがちになってきますので、本当はもう少しこうあって欲しいという部分が、基準の中で書ききれない。そこを埋めていくのが、このデザインマニュアルの一つの目的です。本当はこうやって欲しいが、色々事情があるということで、その基準と、あるべき姿を埋めていくのが、デザインマニュアルであるということを考えて、少し踏み込んであるべき姿を書かしていただくということもあると思いますので、そういう目的ということを最初にきちんとお伝えすることも重要であると思います。

私の方から 4 点ほど、生きる景観をしっかりと書いていただいて気づきましたが、この審議会も「景観」ではなくて「景観まちづくり」と書いていますので、景観まちづくりとは一体なにかということを生きる景観の中で、しっかりと書いていただいた方が良いと思います。

景観だけをつくっていく、ではなくまちづくりの成果として景観にもあらわれてくるという。結局、私たちの生活や暮らしが、景観を醸し出すという意味で景観まちづくりを使っていますという説明を生きる景観のところへ追加していただくとうわりやすくなるというのが 1 点です。

2 点目は質問から入ります。55 ページのところで、ムクゲが中木類で入っていますが、ムクゲを選ばれた理由はありますか。

何故かというと、ムクゲは整えていくのが難しい樹種だと思います。もう少しメンテナンスがしやすい、樹形が保てるような樹種を選ばれた方がよいと思います。

続いて 104 ページ、防球ネットで、空に溶け込むようにするためにはグレーということになっていますが、緑が入ってくると茶系のネットが良いとなるので、背景に合わせて防球ネットの色彩を選びましょうと書き加えてほしいと思います。

最後、31 ページの、伝統的なまちなみについて、これは外壁についての項目が多くありますが、なかなか工夫が難しい。例えば駐車場であれば、格子のシャッターをつけるという

ような工夫があります。

そういう内容を付け加えていただくと、参考になると思いますので、工夫をお願いしたいなと思います。

○松田委員

81 ページのデジタルサイネージのところ、上から3つ目の丸、窓面をふさがないように設置するとありますが、屋内にデジタルサイネージを掲出しているケースが多くありまして、吹田市としては、屋内に設置している場合、屋外広告物に当たらないのでしょうか。

○徳永都市計画室主査

室内から外に向けて掲出された広告物については、屋内の広告物として、規制の対象外となっております。

ただし、外側からしか、維持管理できない、室内からは維持管理できないものは、屋外広告物としております。

○松田委員

他市は、屋内のものも屋外広告物として規定していこうという動きがあり、吹田市はどう考えておられるかをお聞きしたく質問いたしました。

○加藤委員

私は商工会議所から委員として出向しておりますが、吹田の商工会議所の加入企業が約2600社あります。その企業の中には、東証大証上場企業も多くあります。

その中で建物を建てる側の考えですが、吹田市に対して、例えば、この102ページ、工業地帯の建物の外壁の色彩はグレーが多いです。建物のメンテナンス、外壁の汚れ等を考えて、最もコストかからないグレーをほとんどの企業が選択されます。

実は私の会社も、岸部ですが、3年前にビルを建て替えしました。この時に建築確認を出して手続きをしました。

商業地域だったので、外壁の色彩は派手でもいいと思いましたが、色彩を決める時に吹田市から何か意見、提案がありましたかと、建築事務所に確認すると、特にありませんということでした。

商工会議所に加入している企業も今、建物の建て替えや新築をされております。20年30年後のまちなみを考えると商工会議所に対して、この景観デザインマニュアル等の周知活動をしてもらえると加入企業の建築物の外壁色彩が良いものになっていくと思いました。

○久会長

はい、ありがとうございます。

この景観デザインマニュアルができた暁には商工会議所でお話をする機会を作っていた
だいて、お話を聞いていただくということも一つですね。

それともう一つ、若本委員は長く景観アドバイザーをやっておられますが、大体この届出
のために開かれるアドバイザー会議は、建設する直前のタイミングですよ。

そのタイミングでは、設計変更がきかないという部分もありますので、もっと初期の段階
から、協議できたらと思っていまして、決まってから相談するのではなく、先ほど加藤委員
がおっしゃったように、悩んでいる段階でお話を聞いてみる機会があると良いと思います。

私の経験ですが、豊中でアドバイザーをやっていた際に、マンションの塗り替えについて、
管理組合の役員の方がアドバイザー会議に来られました。私たち、役が当たったので来てい
ますが、素人なので外壁の色を何色にしたらよいかよくわからないので相談させていただ
きというところから入った事例もございますので、単に届出のためだけではなく、困ってら
っしゃる方や、意見を聞いてみたいという方でも景観アドバイザー会議を受けられますと
いうアピールも、やっていただけると嬉しいと思います。

○渡辺都市計画室参事

加藤委員からいただいたご意見、市として努力すべき点がございます。

建築確認申請は、多くは民間検査機関へ出されている状況で、その手前で景観の事前協議
を行っております。

その中で部署の縦割りになっている部分もございまして、景観協議と建築確認申請が直
結していないという状況です。

また、一定規模以下の建築物については、届出の対象外となるという事情もござい
ます。今回の景観デザインマニュアルは、本市全域が景観計画区域ですので、どんな規模の建築物
でも参考に見ていただくものです。しっかり庁内、事業者、設計者の皆さまに対してお伝え
していくように尽力して参ります。

○高原委員

その件ですが、私も大賛成で、第1回の審議会時も発言しましたが、もう少し広げて、教
育の現場でも活用できないかと思います。このマニュアルは若本委員もおっしゃっていた
ように、一般の方にも興味のある、わかりやすい内容でつくられるということなので、例え
ばですが、高校の授業等、学校教育の中のキャリア教育の一部の中でイベント的に発表でき
る場があってもいいと思います。

もう一つは吹田市の中に沢山ある大学、少なくとも建築系の学科があるところだと、少し
取り上げていただく先生方がいらっしゃると思います。

SDGsを例にとると、5年ぐらい前は誰も知らなかったのが、今では、小学校、中学校
の授業の中で取り入れられたということで、多くの一般の人に理解が広がっています。この
ように景観についても、その大切さを教育現場で教えることで、一般市民にも理解が深まっ

てゆくのではと思います。

日本人は、自分の家は気にしますが、周りの家は、ほとんど気にしないです。景観に対して意識を啓発するという意味でも、非常に良いものができているので、教育現場に加えて、SNS等の利用をはじめ、発表の機会を作る広報チームをつくっていただいて是非広げていただきたいと思います。

○久会長

ありがとうございます。

いろいろ広がって、この景観デザインマニュアルの使い方というご意見もありますので、完成した後、しっかりと周知啓発をしていただけるとありがたいと思いました。

○（大阪府）阿部委員

現行の吹田市の景観デザインマニュアルを拝見させていただきますと、イラストや挿し絵、吹き出しなどがあって可愛らしい感じに仕上がっていますが、今回の改定はそういったものではなくて、吹田市内の写真を沢山使われており、本質を見せていて、非常にわかりやすいと思いました。

○久会長

ありがとうございます。

それでは様々ご意見ございました。パブリックコメントの期間が迫っておりますので、できるだけパブリックコメント案に反映し、時間的に間に合わなければ、パブリックコメントと同時に修正いただいて最終の審議会で承認いただくという手続きにしていいただければと思います。

それでは、景観デザインマニュアルの改定についての報告を終了させていただきます。

（換気・休憩）

6.案件説明

○久会長

それでは次の案件、公共サインガイドラインの素案について事務局より説明をお願いします。

公共サインガイドラインの素案について

都市計画室の大西です。公共サインガイドライン（素案）について説明いたします。座って説明いたします。

本日説明いたします内容は、まず、公共サインガイドラインの位置づけを説明したのち、

現状と課題、3つの基本方針や素案の内容について説明し、最後に今後のスケジュールについて説明いたします。

はじめに位置づけについて説明いたします。

こちらは公共サインガイドラインの位置づけを示したものです。公共サインガイドラインは景観まちづくり計画で示した、本市がめざす景観の将来像の実現に向けて、景観デザインマニュアルと共に具体的な手法などを示すためのツールの一つであり、公共が設置するサインについて、デザインの視点から、表記方法、維持管理の考え方、色彩等の基本ルールを示したものです。

つづいて、現状と課題について説明いたします。

現状、市内には公共が掲出しているもので、写真のようなサインが複数設置されています。同じ内容が複数設置されているものや、デザインに統一感が無く、様々な手法で掲出されているサイン、維持管理がされておらず老朽化により判読できないサイン、無秩序に乱立して設置されたサイン、情報量が多くわかりづらいサインや、禁止地区などの恒久的な情報が簡易な状態で掲出されています。

課題としては、景観に配慮されていない、わかりづらい、管理が不十分、といったことがあげられます。

つづいて、3つの基本方針について説明いたします。

現状と課題を踏まえ、基本方針を大きく3つ設定しました。

1つ目は「吹田市の景観と調和するサイン」として、同じ場所に乱立するサインの集約化、必要な情報を端的に表示し、不要な情報や効果の少ないサインは適宜見直しを行います。

2つ目は「みんなにわかりやすいサイン」として、ピクトグラムを中心に誰もが理解できる表記方法とするとともに、掲出高さへの配慮など適切な配置を行います。

3つ目は「安全・安心なサイン」として、恒久的な情報は常設を基本とし、適切な維持管理を行います。

次に、公共サインガイドライン素案の内容について説明いたします。

事前にお配りしております資料2の「公共サインガイドライン素案」をご準備ください。スクリーンでも該当ページを映しながら説明いたします。

構成について説明いたします。1ページめくっていただきまして左側のページ、目次をご覧ください。第1章総論、第2章基本ルール、巻末にピクトグラム図集の参考資料で構成されています。2ページから5ページについては先ほど説明させていただきました内容ですので割愛させていただきます。

6ページをご覧ください。ガイドラインの対象範囲について記載しています。

対象範囲は吹田市が公共空間に設置する公共サインを対象としますが、道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識や他法令等により設置されるもの、建築物の内部に設置されるものは対象外とします。ただし、建物のガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示されるものはガイドラインの対象とします。

8 ページをご覧ください。サインの構造種別について記載しています。

恒久的な情報を掲示するもので一定の美観を有し、耐候性が高く基礎や堅固な構造物に定着させたものを「常設サイン」とし、一時的な情報を掲示し、立て看板、貼り紙、横断幕などの恒久的な仕様でないものを「仮設サイン」としています。

10 ページをご覧ください。公共サイン事業の流れについて記載しています。

公共から発信される情報はサインだけでなく、ホームページや SNS、市報などでも伝えられることから、本当にその情報がサインとして必要であるのか十分な検討を行い、その上で掲出期間の検討を行います。

恒久的な情報であれば常設サイン、一時的な情報であれば仮設サインとして計画を行い、その際に必要に応じて景観アドバイザー会議にて助言をいただきます。

設置後には設置位置や情報伝達に不備がないか見直しを行い、見直しの結果に従い、設置基数や表示内容の最適化を行います。

12 ページから基本ルールを記載しています。12 ページから 14 ページは吹田市の景観と調和するために、集約化の考え方や配置、形状について記載しています。

12 ページをご覧ください。集約化と配置では、景観への配慮と効果的な情報伝達のため、同じ場所に様々な形態、内容で掲出されているサインは原則 1 つにまとめることとします。また、同じ内容を複数設置されている場合にはサインの見直しを行い、不要なサインは撤去することとします。

続いて 13 ページをご覧ください。一つにまとめることが難しい場合は、大きさや形を揃える、高さを揃えるなどすることによって、周囲のサインとの調和を図るものとします。

15 ページから 24 ページは、みんなにわかりやすいサインとするために、色彩、文字サイズ、書体などについて記載しています。

15 ページをご覧ください。常設サインの地色については使用する場所によって 2 種類を設定します。

駅前などの都市エリアではダークグレー、公園などの自然エリアではダークブラウンとし、景観に調和しつつみんなにわかりやすい地色とします。

現在他部署と調整を行っており、調整の中でマンセル値の微調整や地色の種類の追加等を行っていく予定です。

16 ページをご覧ください。市が掲出しているサインであることをわかりやすくさせるためにアクセントカラーを設定します。

基本カラーとしては青色、路上喫煙禁止地区などの規制サインは禁止色としての赤色を設定します。こちらについても他部署と調整中です。

地色とアクセントカラーを設定している他市の事例としては、東京の千代田区などがあげられます。千代田区では地色をダークグレー、アクセントカラーとして基本は江戸紫色、禁止サインなどは赤色を設定しています。

20 ページをご覧ください。サインに使用する書体は、高齢者や障がい者など全ての人に

見やすくわかりやすいものになるよう、ユニバーサルデザインに配慮された書体を使用するなど、視認性に配慮します。

21 ページをご覧ください。誰もが理解できるサインとするため、言語の種別問わず国際的に通用する情報伝達手段であるピクトグラムを使用します。ピクトグラムを使用すると赤枠の中のようにひと目でその内容を理解することができ、伝わりやすいサインとなります。

25 ページからは、安全・安心なサインとするために、素材や維持管理について記載しています。

26 ページをご覧ください。維持管理にあたっては、例のような管理台帳を作成の上、管理番号等による管理を行い、各部署で保全状況が把握できるようにします。掲載する必要のなくなったサインについてはすみやかに除却するよう適切な維持管理を求めます。

28 ページをご覧ください。仮設サインについて記載しています。

仮設サインについては常設化を検討することを前提とし、仮設サインとする場合には共通ルールを遵守することとします。29 ページからは種類別に個別ルールを示しています。

32 ページからは参考資料としてピクトグラム図集を記載しています。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

本日、公共サインガイドラインについて当審議会に初めて報告をさせていただきました。委員の皆様には全体の構成や各章の内容などについて御意見いただき、内容を充実させていきたいと考えております。

今年度中に当審議会で最終報告させていただき、令和5年4月より運用を開始していきたいと考えております。

以上で公共サインガイドラインについて説明を終わります。

久会長よろしく願いいたします。

7.質疑応答

○久会長

それでは、説明いただきました公共サインガイドラインについて、様々な観点からご意見いただきたいと思います。

○松田委員

4 ページ目ですが、一番下のメンテナンスが行われていないというところ、写真が小さいのと、17 ページ、写真が違法広告物に近いような写真ですので、赤が消えているとか以前の問題ですので、違う写真でお願いしたいというのが1点です。

それとメンテナンスが行われていないところに景観上のことを書かれていますが、看板というのは人に危害を与える可能性もありますので安全性に対して、一言添えていただけたら幸いです。

○島本委員

吹田市が掲出しているサインなのかどうなのか紛らわしいものがあります。

例えば、大の木神社に今年追加されたものは、神社なのか、市が掲出しているのかわからないので明確に表示してもらう方がいいと思います。

また、公共施設や公園、観光施設など、路上喫煙禁止など、看板がありますが、それを管理している部署がどこなのかを表記していただくのが良いと思います。

例えば、高浜神社の前に吹田街道の看板がありますが、消えかけていますので、その辺りの配慮をお願いできればと思います。

○久会長

はい、ありがとうございます。

場合によっては、どこが管理しているのかをサインの裏面にでも書いていただくと、市民の方も気が付いた時に連絡しやすくなると思いますので、その辺りどこかに書き加えていただく方が良いと思います。

○長町委員

このガイドラインができるのは、とてもいいと思います。

常日頃、色んな街で、公共サインのことを気にしていて、複数の部署が別々のサインをつくっていて、残念なところを何とかするという話になってきているので、これができるのは相当な価値があります。

今書かれている内容は、どれもいいと思うのですが、一番困っていることの一つに、行政のご担当の方が自分で構成をされていて、外部委託する予算もないし、自分でインターネットを使って発注してしまい、残念なデザインになってしまうこともあります。

基本的な字組、例えば、グラフィックデザイナーの字組、ピクトと文字の大きさとか、色とか、間隔をどうするか。

22 ページの歩きタバコ禁止の構成ですが、ピクトが大きくあって、日本語があって、その文字幅に英語表記を合わせるということです。いくつかのパターンを例示するのが良いと思います。

サインを作成する方が、独自で運用できるように、デジタルデータのみでもいいので、そういうレイアウト集のようなものがあったらいいと思います。

○久会長

はい。ありがとうございます。

大学教員をやっていると今は卒業論文の発表会の季節で、スライドを作るとき、デザインのセンスのある学生とそうでない学生がいるので、こういうスライドデザインにしてくだ

さいということをあらかじめお願いします。

色やレイアウトの話になっているので、その時に、フォーマットを決めておくとか色々わかりやすくなるのではないですかということです。

そういう意味では、こういうパターンは良くない、こういうふうにしてもらったら良くなるというのは事例が植栽でありましたよね。

そんな解説のページを加えていただくと、よりデザインの根本論としてお伝えできると思いましたので、また工夫をお願いします。

○若本委員

例えば4ページのサインを見ていると、消耗品のようなサインがあります。

デザインの不統一とか、先ほどからデザインの問題になっていて、市民に言われたから、とりあえず付けようということで、消耗品と同じです。

こういうものがどれぐらいの種類、どれぐらいのパターンがあるかというのを調べられて、一つきちんとデザインしておくことは、効果があると思います。

施設管理していると、こういうあるパターンで、短期間で出さなきゃいけないものが出てくるので、そういうものは最初から用意しておくとか、かなりすっきりすると思います。

○高原委員

もし、そのレベルの内容をこの冊子の中に盛り込むとした時、大変失礼かも知れませんが、グラフィック分野の素人である事務局でつくれますか。時間と費用の問題もあると思いますが、プロに依頼しないと結果的には良いものにならない気がします。

レイアウトデザインがあること自体は良いことだと思いますが、ベースとなるクオリティが必要な部分を素人が作成して良いのか、というところは疑問に思います。

○松田委員

屋外広告物ですが、商業サインと公共サインと分かれておりまして、これは公共サインでございまして、ほぼ発注側がしっかりとした考えを持って発注されるので、基本的に粗悪なデザインにはならないと思います。

色々な市町でよく見るのですが、例えば役所名サインなどを、最初は、大理石でつくられたりしますが、市町村合併をした後、予算がなく上から張り紙をしてしまうといったことがあります。その辺をガイドラインの中で次のメンテナンスを考えた方策を考えられたらと思います。

また、地色をダークグレーとダークブラウンで決められていることでよろしいでしょうか。そうすると文字がほぼ白抜きになってしまいますよね。17ページの補色での色の組合せが一切出てこないはずです。

地色が決まっているわけですから、地色が緑とか、赤とかはあり得ない。基本的には参考

的な記載と思いますが、実際、吹田市の公共サインとしては、自由度が落ちてしまいます。

○徳永都市計画室主査

地色の件ですが、これらは原則としていまして、施設独自でコンセプトを持っていたり、歴史的な建造物とか、独自性を尊重する場合には、他の色も使えるとしております。

広がった場所、空が見えるような場所については、白系の色を使えるようにした方がいいというもの、景観アドバイザーから助言いただいておりますので、白系も使えるように検討しております。

○島本委員

釈迦が池のまわり等の公園のサインを見直していただきたいと思います。

○中村委員

26 ページの維持管理の台帳に、管理部署、担当者、連絡先等を書いておくべきではないかと思います。

19 ページの文字の大きさのところですが、キャッチとリードというのがあり、視距離と文字高さの寸法は、ほぼリードの部分なので、キャッチをするところは大きくする必要があります。距離に対して 400H という基準があって、例えば 80 ミリ以上という寸法でいうと 3.2 メートルです。20 メートルの距離から、80 ミリの文字はすごく小さいと思います。

例えば道路標識は、100H とかです。文字の寸法に対しては、いくつかの選択肢が必要ではないかと思います。

○長町委員

4 ページのような、仮設なのに何年もついてしまうサインと常設のサインの話が混在してしまっているのが問題だと思います。

仮設サインは、若本委員がおっしゃったように、あらかじめフォーマットをつくっておけば運用できるものです。対して 7 ページの上にある案内サインは、地色を決めていくようなものです。

常設サインと仮設サインの話が同時に進むと分かりにくくなると思いました。

○久会長

まだまだあるかと思いますが、今日初めてでございますので、またお気づきになった点は事務局に個別に伝えていただけたらと思います。

続きましての市内の開発の動向について、になりますが、まだ事業計画中でございまして、公開できない内容も含まれておりますので、ここから非公開として進めさせていただきたいと思います。

8.案件説明

市内の開発の動向について

(非公開)

9.連絡

○渡辺都市計画室参事

本日はありがとうございました。いただいたご意見をもとに検討を進めていきたいと思っています。

また、本日景観デザインマニュアルについて御意見いただきましたが、説明にもありましたように、12月5日よりパブリックコメントを実施し、次回の審議会の際には意見の内容等を踏まえた上で、最終報告とさせていただきます、来年度4月より運用を開始したいと考えております。運用開始に伴い、ぜひとも皆様のお力添えをいただき、広く周知したいと考えておりますのでご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、公共デザインガイドラインについて、前回の審議会の際に次回の審議会で進捗をご報告させていただくとお伝えしておりましたが、先行にて公共のサイン部分のみをご報告をさせていただきました。引き続き、公共デザインガイドラインについては内部で検討を進めてまいりますので、もうしばらくお待ちください。

また、今後本審議会で想定される案件といたしまして、景観まちづくり条例の規定に適合していない者への勧告にあたり、同条例の規定によりあらかじめ当審議会に意見をお聞きする場合等がございますので、申し添えさせていただきます。

最後に、次回の審議会については令和5年2月8日(水)午前9時30分から午前11時30分まで、メイシアター1階集会室にて開催予定です。年度末のお忙しい時期とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○久会長

それでは、これで本日の審議会を終了します。委員のみなさまは議事進行にご協力いただきありがとうございました。

○一同

本日は、ありがとうございました。